- ●「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます
- ●「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(ー本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみです
- ●「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません

安全帯	墜落制止用器具
胴ベルト型(一本つり) ―	→ O
胴ベルト型(U字つり) —	X
ハーネス型(一本つり)―	→ O

- ●以下の①~③の条件にいずれも当てはまる作業をおこなう場合は、「安全衛生特別教育」を受けなければなりません
 - ①高さが2m以上
 - ②作業床を設けることが困難
 - ③フルハーネス型の墜落制止用器具を使って作業する



注2022年まで意猶予期間があります



- ◆現行の構造規格に基づく安全帯 (胴ベルト型・フルハーネス型) を使用できるのは、2022 年 1月1日までです
- ◆現行の構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められるのは
 - ●製造が可能 ⇒ 2019年7月31日まで
 - ●販売が可能 ⇒ 2022年1月 1日まで

あなたは「安全衛生特別教育」を受ける必要が あり? 下のフローチャートでチェック なし?

●高さ2メートル以上の作業ですか?



いいえ

特別教育を受ける必要はありません

2足場上の作業ですか?

はい

足場の作業床が40cm以上ありますか?または木造家屋建築工事でブラケットー側足場の作業床が24cm以上ありますか?

はい

特別教育を受ける 必要はありません いいえ

いいえ(足場を使わない)

作業床はありますか?

はい

いいえ

特別教育を受ける必要はありません

❸どんな高さで作業しますか?

5m以上で 作業する

> フルハーネス 着用義務あり

特別教育を受ける必要があります

2m~5m未満で 作業するが胴ベルト を使う

特別教育を受ける必要はありません

2m~5m未満で 作業するがフルハー ネスを使う _

> 特別教育を受ける 必要があります

※技術研修センター以外にも、埼玉県内各地で開催が予定されます。 当ホームページにて講習日程をご確認のうえ 空き状況および申請手続きは、所属の支部窓口へご確認下さい。

※すでにフルハーネスを使って作業をしている方、元請(上請)からフルハーネスの着用を指導されている方は、特別教育の受講をお勧めします